

諮問第61号

答 申

第1 審査会の結論

山梨県知事（以下「実施機関」という。）が平成14年4月12日付けで異議申立人に対して行った不開示決定処分は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 行政文書の開示請求

異議申立人は、山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号。以下「条例」という。）第5条に基づき、実施機関に対し、平成14年4月1日付けで「平成14年2月13日付で耕地課長宛に提出した文書の件で為した国との協議記録」の開示を求めて開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書は、不存在であるとした上で、不開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、不開示とした理由を付した上で、平成14年4月12日付け耕1第4-6号をもって本件処分の内容を異議申立人に通知した。

なお、不開示とした理由は以下のとおりである。

行政文書の不存在

開示請求に係る行政文書を保有していないため。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成14年4月15日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立ての趣旨及び理由

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、「行政文書を保有していないため」という理由は受け付けられない。「開示する」との決定を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、不開示理由説明書に対する意見書及び当審査会が実施した口頭による意見陳述で主張している異議申立ての理由はおおむね次のとおりである。

- (1) 「保有していない」状況に至った理由は説明されていない。
- (2) 平成14年2月13日付けで提出した文書に対する回答を受け取ったが、回答は納得できない。回答する際の実施機関の判断資料の選択・換地に係る土地改良法の法解釈は間違っている。
- (3) 耕地課長は電話で「国の方と最後の協議をしまして、国の見解をもう一回確かめて返事をする。」と述べていた。国との協議内容を知りたい。また、課長との話の内容から、協議する国の機関は法務局であるべきだ。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、不開示理由説明書及び当審査会が実施した口頭での意見聴取で説明している内容は、おおむね次のとおりである。

本件開示請求行政文書は、平成14年2月13日付けで異議申立人から提出された質問書に回答するために行った関東農政局との協議内容を記録した行政文書である。

当該協議は、申立人からの質問事項を含む換地認可全般についての法解釈等の意見交換であり、その内容に新たな事実や県の解釈とは違った点はなく、従来から認識していたものであるため、協議記録として残していなかったものである。

このことについては、当該協議に行った復命書に、「事業施行当時『宅地を換地エリアに入れてはいけない。』旨の明文の法の規定はなかった。参考

となる書類があれば後日送付する。」という記載しかないこと。また、申立人への質問書に対する回答において従来からの見解を繰り返していることから、記録に残しておくべきものがなかったことがうかがえる。

以上のとおり、協議記録は作成されていないので、実施機関には存在しない。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人提出の異議申立書、意見書、実施機関提出の行政文書不開示決定通知書、不開示理由説明書、異議申立人からの口頭による意見陳述の聴取及び実施機関からの口頭による意見の聴取の調査結果に基づいて以下のとおり判断した。

1 本件開示請求に対応する行政文書について

本件開示請求に対応する行政文書は、平成14年2月13日付けで異議申立人が耕地課長あてに提出した文書に対する回答にあたり、実施機関が国の見解を確認するために行った国との協議内容について記録された行政文書である。

2 争点

実施機関の行った本件処分における不開示とされる情報が、不存在か否か、という点である。

3 文書の不存在について

実施機関は、平成14年2月13日付けで異議申立人が耕地課長あてに提出した文書に対する回答にあたり、同年3月19日に関東農政局計画部土地改良管理課（以下「土地改良管理課」という。）と協議を行っている。

実施機関は、当該協議は耕地課長の命を受けた職員が、関東農政局へ出張し土地改良管理課の職員と換地全般について法解釈等の意見交換を行ったものであり、意見交換において、新たな事実や県の解釈と違った点はなかったと説明している。

さらに実施機関は、上記の協議内容については、当該協議に係る復命書や異議申立人に対する回答書の記載内容からもうかがい知ることができる

としている。

実施機関における協議記録の作成については、一般的な規定はなく、個別の事案に則して作成の有無、その記載内容を判断していることが認められる。

また、本件に係る出張に際しては、復命書が作成されていたところであるが、職員の出張に際しての復命は、山梨県職員服務規程（昭和43年山梨県訓令甲第5号）第11条に「職員は、旅行用務を終え帰庁したときは、直ちに所属長に、その概要を口頭又は文書をもって復命しなければならない。」と規定されているが、文書又は口頭による区分、復命内容の詳細までは規定されていない。

このような実施機関における協議記録や復命書の取扱い、当該協議に係る復命書や異議申立人に対する回答書の記載内容からすれば、本件開示請求に係る協議記録は、当該協議の内容から作成されなかったものであるとする実施機関の説明について不自然な点はないものと考えられる。

したがって、本件開示請求に対応する行政文書は存在しないものと認められる。

なお、当審査会は、本件処分の適否について判断するものであって、異議申立人と実施機関との間における協議すべき国の機関についての見解、回答する際の実施機関の判断資料の選択及び土地改良法に関する解釈の相違の適否について判断するものではないので申し添える。

4 結 論

以上、審査会は、山梨県情報公開条例等の規定に従い調査審議し、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

5 審査の経過

審査会の調査審議の経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 議 事 項
平成14年 5月 1日	諮問
14年 5月28日	実施機関から不開示理由説明書を受理

14年 8月26日	異議申立人から意見書を受理
14年 9月 2日 (14年度第4回審査会)	審議
14年11月21日 (14年度第6回審査会)	審議
14年12月19日 (14年度第7回審査会)	審議 異議申立人からの口頭による意見陳述の聴取及び実施機関からの口頭による意見の聴取
15年 1月24日 (14年度第8回審査会)	審議
15年 2月24日 (14年度第9回審査会)	審議

山梨県情報公開審査会委員名簿

氏名	役職名	備考
内田 清	弁護士	会長
中山 光勝	身延山大学教授	会長代理
石原 喜文	山梨学院大学教授	
牧野 治	元山梨県出納長	
渡邊 幸恵	公認会計士	